

○日本育英会の業務方法書に記載すべき事項を定める省令

昭和59年8月7日

文部省令第41号

日本育英会法（昭和59年法律第64号）第25条第2項の規定に基づき，日本育英会の業務方法書に記載すべき事項を定める省令を次のように定める。

日本育英会の業務方法書に記載すべき事項を定める省令

日本育英会法（昭和59年法律第64号）第25条第1項に規定する業務方法書には，次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 日本育英会法第22条第1項の学資金（以下「学資金」という。）の種類並びに月額及び利率
- (2) 学資金の貸与を受ける学生及び生徒の採用並びに学資金の交付に関する事項
- (3) 学資金の返還の期限及び返還の方法並びに返還の期限の猶予に関する事項
- (4) 学資金の返還の免除に関する事項
- (5) 学資金の貸与を受ける学生及び生徒の補導に関する事項
- (6) その他日本育英会の業務の執行に関して必要な事項

附 則

この省令は，公布の日から施行する。